

令和 8 年 8 月 26 日

公 募 公 告

次のとおり、企画提案を募集する。

国家公務員共済組合連合会
大手前病院長 松宮 護郎

公募型プロポーザル方式に付する事項

1. 概要

- (1) 件 名 「患者等給食業務に係る委託契約」にかかる事業者選定
- (2) 業務内容 患者等給食業務

2. 参加資格

- (1) 本プロポーザルに参加することができない者
 - ア 当該契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者
 - イ 次の各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者。
 - (ア) 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者。
 - (イ) 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者。
 - (ウ) 監督又は検査の実施にあたり、職員の職務の執行を妨げた者。
 - (エ) 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者。
 - (オ) 契約に関する調査にあたり虚偽の申し出をした者。
 - (カ) 前各号の一に該当する事実があった後 2 年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他使用人として使用した者。
 - ウ 経営状態が著しく不健全である認められる者。
- (2) 令和 7.8.9 年度 全省庁統一資格の「役務の提供」の A 等級に格付けされたものであること。
- (3) 2010 年 4 月 1 日以降、内科、外科を有する病床数 300 床以上の病院における特別食の調理を含む患者給食業務を受託した実績が通算 10 年以上あること。
(※複数施設を同時期に受託している場合、各施設の受託期間を合算してカウントして差し支えない)
- (4) 業務の遂行が、継続してできなくなった場合、代行保証人として公益社団法人「日本メディカル給食協会」からその代行保障が受けられるものであること。
- (5) 財団法人 医療関連サービス振興会から患者給食業務に関する医療関連サービスマークの認定を受けているものであること。

(6) 全国に支部を有していること。

(7) 国家公務員共済組合連合会が発注する契約に係る取引停止等の取扱要領に基づき取引停止の扱いとなっていないもの。また、その取引停止期間中にないもの。

3. 手続等

(1) 担当部署

所在地 〒540-0008 大阪府大阪市中央区大手前1丁目5番34号

施設名 国家公務員共済組合連合会 大手前病院

担当者 事務部 用度課

電話番号 06-6941-0484 FAX 06-4790-8358

(2) 参加申込書類等受渡期間、場所

日時 令和8年8月27日(木)～9月10日(木) 10時～15時

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く

場所 3(1)に同じ。

(3) 参加意思表明書及び質疑書等の提出期間、場所

本プロポーザルに参加する意思のある者は、参加意思表明書及び質疑書、上記2(2)の認定通知の写し及び参加表明書を、次により提出しなければならない。

提出期限 令和8年9月14日(月) 16時まで

提出場所 3(1)に同じ。

提出方法 上記期限までに持参又は郵送により提出すること。

ただし、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く、

(4) 提案書の提出期限

提出期限 令和8年9月18日(金) 12時まで

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除き、9時から17時までとする

提出場所 3(1)に同じ。

提出方法 上記日時までに持参又は郵送により提出すること。

4. その他

(1) 保証金及び契約履行保障

ア 保証金 免除とする。

イ 契約履行 免除とする。

(2) 提案書の無効

本公示に示した参加資格の無い者が行った提案書、提出書類に虚偽の記録をした者の提案書及びかかる条件に違反した提案書は無効とする。

(3) プレゼンテーションの実施

提出された書類と応募者によるプレゼンテーションをもとに大手前病院において審査を行う。本要綱で規定する提出書類に対して、応募者から提出された書類に不足、不備等が判明した場合でも、大手前病院が補足、修正等の必要性を連絡することはない。所定期間内に適正に提出された書類に対して書類審査を実施する。

プレゼンテーション予定日は、令和 8 年 9 月 29 日（火）を予定。時間と場所については応募者へ後日連絡する。

(4) 審査の結果の通知

審査結果は応募者全員に文書で通知する。審査の結果や内容についての問い合わせには応じないものとする。

(5) 次の場合には、契約予定者としての内定を取り消す。

- ①事業者の内定から契約締結までの間に、その事業者について資金事情の変化等により当該業務の履行が確実でないと大手前病院が判断した場合。
- ②著しく社会的信用を損なう行為等により契約者としてふさわしくないと大手前病院が判断した場合。
- ③内定者が応募者の資格を失った場合。